

熊本市児童館運営審議会規程

平成13年 8月28日制定

令和 2年11月30日改正

(目的)

第1条 この規程は、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び職務代理者)

第2条 審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を審議するとき、又はその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年11月6日から適用する。